

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 林 (1)	R4.04.05 13:10 火災	治山	敷設した敷鉄板を撤去するため、グラインダーで溶接部の切断作業を行っていた際、発生した火花が隣接する田の枯草に引火した。  公衆災害 田んぼ約1500m <sup>2</sup> 延焼	・作業開始前に、周辺に散水し、切断作業は養生板を設置して行ったが、突発的な強風に対する想定がされていなかった。 ・火災の危険性は認識していたが、施工計画時及び施工時において、不測の事態に対応できるだけの設備や対策が不十分だった。	・強風が予想される日は作業を中止する。 ・作業前に十分な範囲に散水を行う。 ・可燃物の除去及び消火設備を準備する。 ・十分な大きさの防炎パネルを設置する。 ・十分な範囲に不燃性シートを設置する。 ・「安全教育・安全訓練」において、防火教育を強化し、防火意識を向上させる。
2 土 (1)	R4.04.18 13:30 立木処理	砂防	支障木をチェーンソーで伐採していたところ、伐採木が想定外の方向へ倒れ、作業員の背中をかすめ、前かがみに転倒し腰を負傷した。  業者人身 80歳 腰椎左横突起骨折	・伐倒方向等の決定が被災者の知識と経験に任せられ、安全に倒せる方向ではなかった。 ・予想した方向に倒れるだろうと過信し、倒れ始めるのを確認する前に木に背を向けて避難行動を始めたこと。	・労働安全衛生規則第477条を踏まえ、伐採する立木1本毎に伐木等作業に係る作業方法や手順を記載した作業書を作成し、現場作業員に対し事故再発防止安全教育を実施する。 ・伐採作業を行う日のK Y ミーティングで作業員に安全確認の徹底と作業手順の再確認を行うとともに、作業指揮者（見張人）を専任配置する。 ・特別教育等、修了履歴が最新であることを確認する。
3 土 (2)	R4.04.22 8:50 架空物	砂防	バックホウを旋回させたところ、NTT電柱支線にブームを引っ掛け電柱が傾いた。これに伴い、NTT及びケーブルテレビ線が引き抜かれ、住宅のテレビ及び電話が不通となった。  公衆物損 NTT及びケーブルテレビ線切断 1戸 3時間55分不通	・頭上注意の看板や三角旗による明示が未実施で現地の安全設備が不足していた。 ・受注者の作業員に対する安全教育が不十分で、バックホウの運転手は、現場状況を十分把握していなかった。	・バックホウ移動の際は、見張員を配置する。 ・NTT電柱支線にリボンを取り付け、視認性を向上させる。 ・バックホウに架空線接触防止センサーを設置する。 ・バックホウ運転席入口ドア及びキャビン前面に架空線注意の表示を行う。 ・新規入場者教育及び危険予知活動表に、架空線に対する安全対策を記載する。 ・危険予知活動時に架空線の指差し確認を行う。 ・安全訓練において、過去の事例を本工事に適用してシミュレーションを行い、作業における注意点を作業員に教育を行う。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
4 土 (3)	R4.04.26 10:15 架空物	河川	現場から資材置き場へのバックホウ移動中、アームを上げたままだったためNTT架線及びワイヤーに接触しワイヤーが切断された。この影響でNTT通信線が切断された。  公衆物損 NTT通信線切断 1戸 6時間不通	・監視員はいたが監視が確実に行われていなかった。 ・受注者の作業員に対する安全教育が不十分だった。	・架空線の下はアームを下げて移動する。 ・バックホウ移動の際は、監視員を確実に配置し、ホイッスルによる誘導を行う。 ・バックホウ運転手に、架空線付近では監視員なしでの作業をしないことを徹底する。 ・バックホウに架空線接近警報システムを設置する。
5 林 (2)	R4.05.10 9:10 立木処理	治山	直径10cm程度の支障木をチェーンソーにて伐採していたところ、伐採木上部に載っていた直径8cm程度の枯れ木が、伐採木と共に落下した。その際、枯れ木が不測の方向に飛び、作業員の左腕に接触し骨折した。  業者人身 57歳 右橈骨骨折	・小径木だったことによる油断、作業員の認識不足 ・切断箇所が腰より高かったこと ・伐採木の先端まで含めた全体の動きの変化に対する確認不足	・「伐木作業等点検表」を作成し事前に確認する。 ・伐採位置は腰高以下とする。 ・作業手順書に伐採中の注意事項を追記し安全確認の徹底を図る。 ・伐採作業において考えられる危険予知及び防止対策の項目をリスト化し、KY時に周知徹底する。
6 土 (4)	R4.05.10 16:10 立木処理	河川	枝の除去作業中、4mの梯子を木に立てかけて梯子上の作業員が折れかかった枝の枝元を鋸で切り落とそうとした瞬間、垂れ下がった枝が切断部を起点に振られ、作業員に接触した衝撃で転落して負傷した。  業者人身 59歳 右手首及び右股関節骨折	・高さ2m以上の高所作業であるにも関わらず、墜落制止用器具を装着していなかった。 ・短く切断しながら撤去するべきであったが、根元から一度に切り落とそうとした。	・高所作業を避けて地上から作業する。 ・高所作業する場合は、墜落制止用器具を装着する。 ・枝木は一度に切り落とさず、複数回に分けて細かく切断する。 ・高所作業車の使用を検討する。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
7 土 (5)	R4.05.24 10:00  転倒	砂防	砂防堰堤工事現場内において、バックホウから降車し歩行中、足が滑り転倒し転石にわき腹が接触し負傷した。  業者人身 73歳 肋骨骨折	・足元の確認が不足し足を滑らせたことによる。	・指差し呼称を確実に実施し周囲の確認を徹底する。 ・作業通路から離れたところにバックホウを停める際は、作業経路まで安全を確保するため、自ら敷き均しを行う。
8 土 (6)	R4.05.30 10:15  飛来物・落下物	建築	コンクリート構造物を小割機付きバックホウ(0.7m <sup>3</sup> )で小割作業を行っていたところ破片が飛び、施工区域に隣接する屋外トイレ窓ガラス1枚を破損させた。  公衆物損 トイレ窓破損	・作業による破片の飛散状況を安易に捉え、飛散防止対策を行わず作業を行ったため。	・一定の距離をとり地面より低い位置で作業する。 ・小割機からブレーカーに変更するとともにその刃先の周囲には飛散防止用のカバーを取り付ける。 ・屋外トイレと施工区域との間に高さ3mのメッシュシートを設置する。
9 土 (7)	R4.06.02 10:20  埋設物	道路	防護柵設置工事において、管理者のPC端末にて受注者が埋設管を確認したが見落とし。そのため支柱の打ち込み作業中、上水道本管(φ75mm)に支柱先端を接触させ、破損し漏水させた。  公衆物損 消火栓1基 3時間断水	・事前調査における埋設調査時に、管理者PC端末上の埋設管を見落としとして施工したため。	・配管図を入手し、現地状況と照らし合わせながら埋設管位置の確認作業を行う。 ・施工業者内において第三者により地下埋設物の再確認を行う。 ・埋設管管理者との打ち合わせ内容を書面で残す。
10 土 (8)	R4.06.08 11:00  埋設物	河川	用水路の下部に上水道管が横断していることが、図面により特定できた。付近に止水バルブがあることから、容易に位置を特定できると想定されたため、管理者と協議の上現地立会を実施しなかった。手作業で床掘作業を行い、既設水道管を目視で確認し作業を続けたところ、玉石(φ300mm)が4個程度埋まっており、バックホウにて除去しようとしたところ、上水道管に接触したことにより破損し、漏水させた。  公衆物損 断水40分	・玉石と水道管の埋設位置が近接していたため、手作業で行う必要があったにも関わらず、安易に重機により除去作業を行ったため。	・埋設位置付近では、人力掘削作業でより慎重に作業を行うよう、毎朝のKYミーティング等で作業員全員に周知徹底を行う。 ・現地立会を不要とした場合においても、埋設物付近で玉石等の異物が埋まっていた場合は、埋設物管理者に現地立会を依頼し、協議の上、対処方法を決定してから処理を行う。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
11 土 (9)	R4.06.08 15:10 架空物	砂防	ハーベスタ(伐倒造材機、0.45m3級)を現場より搬出するため、オペレーター1人で駐車場へ移動していたところ、架空線下を通過する際にアームによりNTT線を切断した。  公衆物損 電話不通 1軒 22時間25分	・誘導員を配置せずに移動したこと。 ・架空線対策を行っていなかったこと。 ・現場外であったため安全意識が薄かったこと。 ・KYミーティングで架空線の安全確認指示を怠ったこと。	・誘導員を配置して重機周辺の状況の確認を行う。 ・現場内外の注意箇所(架空線・埋設物等)を、大判印刷した平面図を現場に掲示する。 ・架空線に目印をつける。上方架空線ありの看板を設置する。 ・架空線が重機の死角に入らないよう、架空線の真下に重機を停車しない。 ・重機車両の運転席及びバックホウのアーム裏側に「上部架空線注意!」の明示をする。 ・接触する可能性のある架空線は必ず防護管を設置する。
12 土 (10)	R4.06.09 16:30 墜落・転落	河川	0.7m3バックホウ(クレーン使用)にて4tダンプトラック荷台の大型土のうを吊り上げた際、吊り荷が荷台の玉掛け作業者に接触したため、作業員が荷台から転落し負傷した。  業者人身 44歳 右肋骨多発骨折	・オペレーターと玉掛け作業者の合図確認が不十分だったこと。 ・作業員が吊り荷を注視しておらず脇見をしていたこと。 ・吊り荷から退避せず接触する位置にいたこと。	・玉掛けは必ず吊り荷から離れ、退避したのちに手を挙げて合図を送り、重機オペレーターがクラクションで応答したのち、吊り荷の移動を開始する。 ・見通しが悪く合図が行えない状態で作業を行う場合には、監視員の配置もしくは無線機を使用し合図を行う。 ・安全教育に類似した事故事例ヒヤリハットを加え、今回起こった事を改めて周知し、安全意識の向上を図る。
13 土 (11)	R4.06.16 16:45 転倒	建築	当日の作業を終え現場事務所に戻るために昇降足場から最後の段を降りた際、養生シートに隠れた庭石を踏み外し、右足首を捻挫した。  業者人身 29歳 右足関節捻挫	・昇降足場が地面まで延伸しておらず、踏面最下段から地表面まで約70cm離れており、安全に昇降できるとはいえない状況であったこと。 ・作業現場の危険個所の把握がなされていないこと。 ・KYミーティングにおいて、危険のポイント及び対策が「足場からの転倒」、「足元注意」とされているが、具体的な記載内容となっていないこと。	・KYミーティングの際は、事前に作業現場の確認を行うなど、全ての作業内容を想定しながら起こりうる災害をより細かく確認するとともに、作業員全員に確実に安全事項を周知伝達する。 ・場内巡視にあたっては、漫然とこれを行うのではなく、危険箇所、不安全行動がないかを厳しく見定める。 ・危険箇所、不安全行動を視認した場合には直ちに作業を中止させ、不安全箇所の改善若しくは作業内容の見直し或いはその両方を行い、安全が確認されるまで再開させない。 ・昇降足場を地面まで延長する、地表面を平坦にするなど、養生にて不可視となっても安全に通行できる対策を実施する。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
14 林 (3)	R4.06.27 11:45 飛来物・落下物	治山	植生マット施工範囲の法肩部において、手鎌で伐採作業をしていたところ、施工範囲外からの落石(10cm程度)が左手首に当たり負傷した。  業者人身 50歳 左長母指外転筋腱断裂、左短母指伸筋腱断裂	・地山点検を実施していた範囲より上を獣が往来したことにより、緩んだ地山から落石が発生した可能性が高い。	・法肩部の落石防護対策ネットを設置する。 ・監視員を配置し落石等の危険がある場合、電子ホイッスルによる警告を行う。 ・施工範囲外を含めた周辺斜面の転石・浮石の日常点検及び除去を行う。 ・法肩部を覆う養生ネットを設置する。 ・耐切創手袋を着用する。
15 土 (12)	R4.07.12 10:55 草刈・除草	道路	片側通行規制した上で山側を除草作業中、飛び石防護柵(高さ1m×幅2.45m)の袖先へ石が飛び、通過中一般車両運転席サイドガラスを破損させた。  公衆物損 一般車両サイドガラス破損	・山際の草刈りのため、地形の凹凸に合わせ草刈り機の動きも複雑になり飛び石防護柵との隙間ができた。	・草刈機刃先と防護板の離隔をできる限り小さくするよう努める。 ・飛び石防護柵の袖の長さを47cmから90cmへ長く加工する。
16 土 (13)	R4.07.18 15:30 草刈・除草	河川	除草作業中、草の中においてあった自治会のゴミ捨て処理用カラス除けネットに気が付かず、肩掛式刈払機で破損させた。  公衆物損 カラス除けネット破損	・施工業者の現場確認が不十分であり、ゴミ捨て処理用カラス除けネットを見落として施工したこと。	・作業開始前、現場で支障物の有無を確認する。 ・支障物の有無をKYミーティング等により作業員に周知する。
17 土 (14)	R4.07.22 10:00 架空物	砂防	切土作業中、バックホウが次の作業位置に移動していたところ、大型土のう側の地盤が沈んだことによりバランスを崩した。重機の姿勢を立て直そうとしたところ、市道を横断する中部電力電柱の引張り線にブームを引っ掛けアンカーを引き抜いた。  公衆物損 中部電力引張線引抜(停電なし)	・大型土のうで盛土法尻部を抑えていたが、重機足場には表土を利用していた。降雨後に作業したため、ぬかるみが生じ重機が傾いたこと。 ・作業前日は降雨があり、当日の危険予知活動で重機足場の点検を促していたが、現場作業員が土質の状態の確認を怠ったこと。	・重機足場等に使う土材料は良質土とする。 ・降雨後に現場作業をする時は、作業員全員で重機足場の土質の状態を確認する。 ・架空線の位置を示す看板を増設する。 ・バックホウのアームに注意喚起ステッカーを設置する。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
18 土 (15)	R4.08.18 16:30  落下物	建築	作業車両にコンパネを積込し運搬中、荷台からコンパネが落下、駐車中の車に接触しバンパーを破損した。  公衆物損 一般車両バンパー破損	・あおりカバーを立てていなかったこと。 ・コンパネをロープで縛ってなかったこと。	・作業車両における資材運搬において、積荷の固定、積み方、積載量等の順守事項を作業員に徹底する。
19 土 (16)	R4.08.19 9:55  工具・資材	道路	縁石をコアボーリングマシンで削孔後、コンクリート殻を引き抜く作業中、誤ってハンマードリルの作動ボタンを押してしまった。その際ドリルの回転部分を手で掴んでいたため、ゴム手袋が巻き込まれ左手小指を裂創した。  業者人身 55歳 左小指裂創	・ドリル長の選定を誤ったことにより、保護具（ハンドル）が作業の支障となってしまう、保護具を外して作業を行ったこと。	・適切な長さのドリルを選択した上で必ず保護具（ハンドル）を付けて使用する。 ・安全ロック機能があるものは必ず使用し、その機能がないものは電源を切る等を行い作業する。 ・手袋は革手袋等巻き込まれにくいものを使用する。 ・作業手順書に保護具（ハンドル）を確実に持ち、回転部分は絶対に触らないことを明記し、KYミーティング時に危ない使い方をしないよう作業手順書及び現物、写真資料等に周知徹底する。 ・使用する機械が普段と違う場合等、使用前点検及び操作方法の確認を実施してから使用することを周知徹底する。
20 土 (17)	R4.8.19 10:00  草刈・除草	道路	除草作業において、歩道路側の法面を肩掛式刈払機で除草作業中に小石が飛び、法面下の民間駐車場に駐車されていた車両の後部ガラスに当たり破損した。  公衆物損 一般車両後部ガラス破損	・民地側の現地確認が不十分で、必要な防護措置を行わずに作業を実施したこと。	・作業の実施前に、民地側への影響等現場確認を十分に行う。 ・民地側にも必要に応じて防護措置を行う。
21 土 (18)	R4.8.25 10:00  草刈・除草	河川	堤防除草測量作業中、法尻にプレハブ水路（W600 H900）があり、その下流部にボックスカルバートがあることが確認できたため、刈草がプレハブ水路に覆いかぶさって目視できない状況であった当該箇所もボックスカルバートであると誤認し、足を踏み入れ水路に転倒し右腕を裂傷した。  業者人身 53歳 右前腕挫裂創	・直接目視できない箇所があるにもかかわらず周辺の情報のみで推測し、現場確認及び安全認識が充分でなかったこと。 ・事前に水路の存在を認識していたにもかかわらず、現地に危険個所の表示を行っておらず、現場確認及び安全認識が充分でなかったこと。	・目視できない不明な箇所が無いように作業手順を確認する。 ・事前に作業箇所の危険箇所マップを作成し、作業員全員に周知徹底を行い、危険箇所には注意喚起看板等で明示し注意を促す。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
22 土 (19)	R4. 8. 26 15:30  立木処理	道路	高所作業車を使用して高木の剪定作業中、剪定枝が下部の枝に引っ掛かったため、方向が変化して隣接の駐車場側に落下し、駐車中の一般車両の後部フェンダーに接触し損傷を与えた。  公衆物損 一般車両後部フェンダー損傷	・周辺の現地確認が不十分で、必要な防護措置や周知を行わずに作業を実施したこと。	・防護ネットの使用、剪定等作業手順の見直しを行う。 ・隣接者等への事前周知を徹底する。
23 土 (20)	R4. 9. 1 9:00  架空物	道路	吊足場を使用したシェッドの塗装塗り替え工事において、高さ3.0m、幅員3.0mの制限及び、信号機による片側交互通行を実施していたところ、高さ制限を超えるトラックが侵入し、吊足場に接触した。  公衆物損 一般車両荷台上部損傷	・トラック運転手は、複数箇所設置してあった高さ制限看板と横断幕を見落とし、高さ制限の訂正をしていない既設看板のみを認識し侵入していることから、既設看板の訂正し忘れが原因。	・制限看板の適正配置 (施工計画段階での設置位置の協議、既設看板の確認・枚数の追加) ・制限看板の視認性の向上 (大型化・周辺の草刈り、枝払い)
24 土 (21)	R4. 10. 4 8:45  埋設物	河川	護岸改修工事において、コンクリートブレーカーを用い、既設プレハブ水路の取り壊しを行ったところ、プレハブ水路の直下に埋設されていた農業用水管を破損した。  公衆物損 農業用水管破損	・着工時の打ち合わせで、管があることは認識していたが、管理者の立ち合いなしに作業を行ったこと、管の構造や深さについての確認が不十分で、慎重さを欠いた作業を行ったことが原因。	・埋設物付近での施工を行う際には、事前に発注者及び埋設物の管理者に埋設物の構造や深さ、施工方法を確認するとともに、施工時には埋設物の管理者に立ち合いを求める。
25 土 (22)	R4. 10. 12 12:45  その他	砂防	砂防堰堤の改築に伴う溪流調査中、調査員2名が正午頃、休憩のため座った足元にスズメバチと思われる巣があり、2名とも脚部を衣服の上から1か所ずつ刺された。  業者人身 30歳39歳 蜂刺症	・休憩前に、周辺の現場確認、安全確認を怠ったこと、被災者2名はそれぞれスネ、太ももの裏側を刺されており、夏用の薄い作業服しかない場所を刺されていることから、服装等、必要な装備をしていなかった。	・蜂等、野生生物に対する対処方法や応急処置について周知徹底を図る。 ・現地調査時は蜂防護ネットで頭部を覆い、上下白色のレインスーツを着用する。 ・調査員に対し蜂毒のアレルギー検査を実施する。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
26 土 (23)	R4.10.19 11:28 挟み込み	河川	水門設備発電機の運転状況の目視点検中、被災者は運転中にもかかわらず、ファンベルトのゆるみ点検をしようと手を出したため、左手を巻き込まれた。  業者人身 49歳 左手指開放骨折及び裂傷	・運転前にファンベルトのゆるみ点検を行っていたのに、運転状況の目視点検中に、ファンベルトのゆるみ点検をしていないと思ひ込み、誤って手を出したこと。	・作業員全員で作業要領・手順の確認を徹底する。 ・機械動作部の点検では、始動時、停止時に操作者が作業員全員に合図、了解をもって運転をする。 ・動作部の点検者は絶対に触れないように、手元、足元の確認をする。 ・巻き込まれないように、服はズボンに入れ、袖等はボタンを掛ける。
27 土 (24)	R4.10.20 15:45 草刈・除草	道路	片側交通規制にて縁石脇の草刈り中、通行中の普通自動車に飛び石があたり、フロントガラスを損傷させた。  公衆物損 一般車両フロントガラス損傷	・防護ネットをコの字型で作業することとなっていたが、移動時に片側だけ直線状になっていたこと。 ・草刈り機の刈刃と防護ネットの距離が離れすぎていたこと。	・防護ネットをコの字型で使用することを徹底する。 ・防護ネットをコの字型が維持できる固定式構造とする。 ・防護ネットと草刈り機が離れすぎないように徹底する。
28 土 (25)	R4.10.31 15:30 転倒	道路	大型ブロックを用いた現道拡幅工事において、一時的に盛土した搬入路で足を滑らせ、後ろ向きに転倒し、右脇腹を地面に打ち付けた。  業者人身 68歳 右肋骨骨折	・重機搬入のために一時的に盛土を行ない、確認のため盛土の斜面を徒歩で下っていたところ、足を滑らせ転倒した。盛土には比較的大径な石が含まれており、足元の確認が不十分であったことが原因。	・足元が不安定、狭隘など注意を要する箇所に「足元注意」の注意喚起を促す看板を設置する。
29 土 (26)	R4.11.17 13:15 墜落・転落	道路	排水ポンプの据替作業中、ポンプ配線を緩めようと、梯子(未固定)を登って左側に体を出して手を伸ばしたところ、バランスを崩し梯子ごと4m下へ転落し負傷。  業者人身 48歳 胸椎腰椎圧迫骨折	・主任技術者が梯子設置作業にあたって追加資材が必要となったため、作業員に対して、未固定のため使用しないようにと伝えしたが、作業員はその指示を無視し梯子を使用したことが原因。	・作業を進めるうえで、打ち合わせ外の作業が発生した場合は、作業を中断して打合せを行う。 ・移動梯子の使用方法について周知徹底する。 ・梯子が設置中や不備がある場合は、「使用不可」を明示する。 ・原則梯子上での作業を禁止する。



令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
30 農 (1)	R4.12.2 15:10  交通事故	農地	購入土をダンプトラック(4t)で運搬中、対向する一般車とすれ違いの際に、路肩に寄りすぎ休耕田に横転。  業者物損 ダンプトラック破損	・車幅を見誤り、路肩の不安定な農地法面にハンドルがとられ、横転した。	・運搬路の状況把握、安全な運搬経路の指定を行う。 ・狭小路のすれ違い時には徐行又は一時停止を行うなど安全運転の徹底。
31 農 (2)	R4.12.16 15:00  建設機械	その他	ボーリング作業中、パイプレンチを持ちながら移動した際に、ボーリングマシンのロッドにパイプレンチが接触しそのまま噛み込み回転してしまい、パイプレンチを握っていた手が柄と足場の筋交パイプに挟まれる形となり、右手薬指を負傷した。  業者人身 30歳 右環指開放骨折	・ロッド周辺を工具置き場としていたこと。 ・ロッド周辺のクリアランスが不足していたこと。 ・ロッドの回転中に作業員がロッドに近づいてしまったこと。	・単管足場仮設の設置に際しては、回転部において作業クリアランスを確保する。 ・ロッド周辺を工具置き場としない。 ・ロッド等の回転部に保護カバーを設置する。 ・ロッド等の回転中は、回転部には接近しない。 ・動力源をニュートラルにしてから作業に当たる。 ・作業開始は、オペレーターがニュートラルを確認し、作業員へ合図する。 ・作業員は、その合図を確認してから作業に当たる。 ・作業時は、軍手等ではなく、皮手袋着用する。
32 土 (27)	R4.12.19 16:30  墜落・転落	建築	撤収のため、セミトレーラー荷台に現場屋根成型機と吊治具を積載後、緩衝材(木製10*10*2000)の位置を修正しようと荷台の上で掴んだところ、固定されていなかったため抜け、1.3m転落負傷した。  業者人身 33歳 肋骨骨折 気胸 血胸	・緩衝材は挟まれており、大きく動かないと思い込んでいた。 ・荷台には一人立つのがぎりぎりのスペースしか確保できないが、慣れた作業で高さも1.3mとそれほど高所ではないため、危険という認識が希薄だった。 ・撤収作業であり、早く終了させたい思いもあり、安全確認をしないまま作業を行った。	・荷台作業時はあおり支柱と親綱、昇降ステップ使用を徹底する。 ・作業前に施工業者職長と共に現場確認し、巡視を強化する。 ・不適切な状況で作業開始しないための注意喚起や現場での再教育を実施する。 ・荷台作業注意安全看板の増設

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
33 土 (28)	R4.12.26 11:00  その他	河川	護岸ブロック張工において、工所用道路を使い材料搬入しブロック張の施工を開始した。その後工所用道路に緩みを確認したため使用を中止し、対岸から作業を継続した所、道路の一部が崩壊し、法面保護に使っていた敷鉄板(800kg)が傾き、作業員の右足に接触し負傷した。  業者人身 23歳 右大腿部打撲 腰部骨盤打撲	・工所用道路の路肩付近で繰返し作業を行ったことで外力が繰返しかかり、ブロック張の材料搬入時に床掘面が崩壊した。また、工所用道路に変状が確認されたにもかかわらず作業を継続したことが原因	・今後は工所用道路を使用しなくても施工可能であるため使用を中止し、撤去する。 ・工所用道路に変状が生じた場合、その原因を確認し、見張りの設置や必要に応じて補強するなどの対策を行う。 ・関係者に再度安全教育を行う。
34 林 (4)	R5.1.13 8:20  墜落・転落	治山	起工測量のため測量機器(トータルステーション約9.5kg)を背負い、県道山側の間知ブロック(高さ3.4m)まで梯子で登った後、その上の仮設大型土のう(高さ0.7m)に登ろうと落石防護柵のワイヤーに足を掛け移動したところ、バランスを崩し約4.1m下の県道に墜落した。  業者人身 61歳 左脛骨腓骨骨折 腰椎骨折	・間知ブロックまでは、梯子を設置し登ったが、その先にある大型土のうを超えるまでの間に、危険防止措置を実施していなかったこと。 ・高さ2.0m以上の移動があることを知っていたが、測量等の準備段階であり、墜落に関する安全意識が薄れていたこと。	・手摺付きの昇降階段を大型土のう上部まで設置し、墜落防止対策を行う。 ・転落が想定される場所にはロープ柵を設置する。 ・測量等の準備段階における安全意識を向上させるため、「安全衛生パトロール(着工前)チェックリスト」を作成し、工事標識、現場事務所、墜落防止施設の設置状況を毎日点検する。 ・新規入場者教育の内容に、「ヒューマンエラーによる事故・災害の防止」を追加することで、作業員に対する安全教育を徹底する。
35 農 (3)	R5.1.13 9:00  建設機械	その他	自走式土質改良機で盛土材に固化材混合作業中、改良機内部で石が詰まり停止した。カバーを開き石を除去する作業を行った後、カバー上部にある砂が気になり取り払おうとしたところ閉まるカバーに手を挟み、右手の中指、薬指を負傷した。  業者人身 30歳 右手指挫滅創	・改良機のカバーが閉じようとしているにも関わらず右手を入れたため発生したもので、不注意が原因。	・安全点検マニュアルを使用し、作業員への安全教育の実施 ・注意喚起の徹底 ・カバーの開閉は、操作リモコンを定位置に置き実施することの徹底 ・機械内部に手を入れる時は、エンジン停止しキーを抜くことの徹底

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
36 林 (5)	R5.1.16 8:40 交通事故	林道	残土処理場へダンプトラック(10t)で土砂を運搬中、路肩に寄りすぎたため脱輪し、堤防道路から川側へ転落横転した。  業者物損 ダンプトラック(10t)破損	・車幅を見誤り路肩に寄りすぎため脱輪し転落した。	・運搬経路上の危険箇所を通行する場合には、徐行する。特に大型同士のすれ違いの場合は手前で停止する。 ・当該事故箇所を通行しないよう、運搬経路を変更する。 ・危険予知ミーティング時に、運搬経路及び危険箇所の再確認、指導する。
37 農 (4)	R5.1.18 15:30 埋設物	農地	石綿管撤去作業に先立ち、石綿管の上を横断する上水道管(VP管φ75mm)を保護するため、付近の土砂を人力で掘削していたところ、剣スコップ(丸型)の先端部が水道管に接触し管が損傷し漏水した。  公衆物損 2軒断水 5時間25分	・水道管付近の土砂を人力にて管頂部を出し管横の土砂を剣スコップにて撤去していた際に、作業員の不注意により剣スコップの先端部で水道管に衝撃を与えたことが原因。	・埋設物の周囲では、埋設物が完全に露出するまで手掘りを原則とし、スコップが直接、埋設物に触れないよう慎重に行うこと。
38 土 (29)	R5.1.24 18:19 工具・資材	道路	注意喚起のため設置していた矢印板が、強風のため道路中央付近まで移動し、通過車両が接触破損した。  公衆物損 一般車両バンパー等破損	・風対策として、矢印板上に土のうを設置していたが、矢印板と土のうを一体化していなかったため、土のうがずれ落ちたことによる。	・矢印板の中に土のうを置き、カラー番線等で土のうと矢印板を一体化させる。 ・強風が予想される場合は、飛散しそうなものは予め撤去し、現場の安全を確保する。 ・撤去が困難な場合は、保安施設周辺に杭を打って針金で固定する等の追加の飛散防止対策を行う。
39 農 (5)	R5.1.30 11:00 埋設物	農地	既設石綿管の防護コンクリート撤去作業中、BH(0.22m3級)にて吊り上げたコンクリート片が並走する上水道管(φ75mm)に接触し破損漏水した。  公衆物損 3軒断水 4時間50分	・事前に上水道管を手掘りにて露出させ、位置を把握していたが、近接した埋設物が複数あり、他の水道管(φ20mm)に気を取られ注意が不足していた。 ・破碎したコンクリート片をクレーン機能付きバックホウにて吊り上げた際に、作業員の操作不注意により、上水道管に接触した。	・各作業分担、合図等について、安全の確保に十分配慮した作業計画を定め、合図者の指示のもと作業を行う。 ・2本2点吊りにより、吊り荷が回転しないよう吊り金具を取り付け、垂直に吊り上げること。 ・埋設物付近の作業は、一層慎重な作業を行うとともに、下請負人にも周知徹底すること。

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
40 農 (6)	R5.1.30 8:20 墜落・転落	農地	始業前にヘルメットを被らず現場内に入り、排水機場吸水槽側壁の上から写真撮影していたところ、バランスを崩し土羽法面へ約3m転落し、頭部を負傷した。  業者人身 45歳 急性硬膜下血腫 頭部挫創	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KY活動実施前の工事区域内への立ち入り。</li> <li>・ヘルメット、安全帯着用の徹底不足。</li> <li>・立ち入り禁止区域の明確化不足及び、立ち入り禁止設備の未設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KY活動前の工事区域内への立入禁止の徹底。</li> <li>・KY活動や毎月実施している安全ミーティングにおいて、安全対策の更なる強化を図り、作業員の安全対策における意識向上を図る。</li> <li>・工程毎に工事区域内の作業区域、立入禁止区域を再点検する。</li> <li>・保安施設の設置による立入禁止区域の明確化の強化を図る。</li> </ul>
41 土 (30)	R5.2.1 11:00 流出	上下水	工事用機械(不断水穿孔機)で作業中に機械油が約500mL漏洩し、その一部(少量)が排水ポンプの排水と共に、近くの一級河川へ流出した。  公衆災害 河川への油流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不十分なエア抜きにより発生したスピンドル内の空気溜りが、オイルの加圧とともに圧縮されパッキンが変形、スピンドル内の圧力が外部オイルに伝搬し、オイルシールが外れオイルが作業構内に漏洩した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェック表に空気溜対策の追記</li> <li>・関係者へ空気抜き作業手順の周知</li> <li>・穿孔機からの漏洩防止対策(オイルシール押さえ)を実施</li> <li>・施工中の漏洩確認を圧力計設置により実施</li> <li>・現場にオイル吸着マットを常備</li> <li>・漏洩が発生した場合は、直ぐに排水ポンプの電源を切るよう看板を設置</li> </ul>
42 土 (31)	R5.2.3 14:00 埋設物	砂防	現地測量のため測量鋏(長さ55mm)を設置中、個人宅内上水道の引込み管に接触し破損漏水した。  公衆物損 1軒断水 20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に地権者に敷地への立入及び測量鋏の設置の許可を受けた上で、管の概略敷設位置を確認し作業を行っていたが、正確な敷設位置が不明で、埋設位置が約5cmと通常想定される深さより非常に浅い位置に敷設されていたことが原因。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地廻りの打設作業に関して、正確な埋設物の聞き取り調査を徹底する。</li> <li>・明確な地下埋設物位置が不明な場合は、測量鋏等の標識設置を避け、印等の一時的な標識とする。</li> </ul>
43 土 (32)	R5.3.27 14:30 工具・資材	道路	既設モルタル吹付の撤去をブレーカー(人力)で行っていたところ、作業員が操作を誤って自身の右足親指にブレーカーをあてた。  業者人身 27歳 右足刺傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレーカーの作動レバーに触れたまま移動したため、ブレーカーのノミ先が滑ったことで、咄嗟にレバーを握ってしまったことが原因。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前に足元を確認し、不安定な体勢を取らない、無理な移動はしないよう徹底する。</li> <li>・ブレーカーの傍にバルブを設置し、いつでもエアを止められるようにする。</li> <li>・移動する際はエアを止め、レバーを持たずにブレーカー本体の真ん中を持つよう徹底する。</li> <li>・安全靴の隙間をなくすため、甲ガードを使用し作業するよう徹底する。</li> <li>・作業員にKY内容を復唱させ徹底する。</li> </ul>

令和4年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和5年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
44 土 (33)	R4.11.16 10:00 交通事故	河川	伐採工事を実施した際、伐採した樹木を運ぶため3tダンプを施工箇所付近へバック中、現場内に侵入していた被害者と接触した。  公衆人身 66歳 腰部臀部打撲	調査中	調査中